平成31年度分市県民税の申告会場を開設します

期間　3月15日（金）まで（土日除く）
受付時間　9時～16時
場所　市役所2階大会議室

また、各地区においても申告を受け付けています。日程や場所については、「広報しもだ2月号」をご覧いただくか、お問合わせください。

○申告が必要な方

平成31年1月1日に市内に住んでいた方は原則として申告が必要です。

平成30年中に所得がなかった方、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税等の算定をする際の基礎資料となりますので、申告をお願いします。

ただし、所得税の確定申告をする方や、給与所得者で年末調整が正しく済まされ、その他の所得がない方は申告する必要はありません。

問合せ先　税務課市民税係（窓口⑨）☎㉒2218

下田税務署から所得税の確定申告等のお知らせ

期間　3月15日（金）まで
開設時間　9時～17時（受付は16時まで）
開設場所　市民スポーツセンター第1会議室

※期間中、下田税務署庁舎での確定申告の受付は行っておりませんのでご注意ください。

※会場では電子申告（e-TAX）による申告相談を行っています。税務署から送られたハガキ又は封書、その他昨年以前に申告会場でお渡しした茶色又は緑色の「重要書類」と書かれた封筒をお持ちの方はご持参ください。

問合せ先　下田税務署☎㉒0185（自動音声「0」）

「地震だ、津波だ、すぐ避難！」～少しでも早く、少しでも高く～

東日本大震災の教訓を忘れないため、3月10日（日）に県内一斉で津波避難訓練を実施します。

訓練は、自主防災会単位で行います。午前10時に訓練のサイレンがなりますので、積極的に参加してください。

問合せ先　防災安全課防災係（窓口⑩）☎㊱4145

防災豆知識

家具の固定はお済みですか？

地震発生時、家具が固定されていないと、下敷きになってしまう可能性や、倒れた家具などが出口を阻むなどして、建物からの脱出に時間がかかり、避難が困難になってしまう場合があります。

家具の転倒防止は減災対策の基本です。

まずは寝室にある家具や、ドア付近の家具から転倒防止をしましょう。

備蓄食糧・防災グッズの準備

地震発生後、自宅避難の場合、食糧と水は7日分の備蓄が望ましいとされています。

また、避難場所へ避難する場合には、3日分の食糧と水が望ましいとされています。

備蓄食糧と水の参考数量は次のとおりです。

①飲料水　1人1日3リットル
②食糧　1人1日3食

※賞味期限が近づいた備蓄食糧は、定期的に食べて、食べた分を買い足すようにして備蓄していきましょう。

そのほかにも、非常持出袋には簡易トイレ（1人1日5回分）、応急手当用品、貴重品、その他日常的によく使うものを揃えておくことが必要です。

また、自分の非常持出袋が一目でわかるように、キーホルダーなどの目印を付けておきましょう。

補助金制度をフル活用！

市の補助制度を活用し、充実した防災対策をしましょう。

①下田市防災用ヘルメット等購入費補助金
②下田市耐震シェルター整備事業費補助金
③下田市家具等転倒防止促進事業費補助金

手続方法等は市ホームページをご覧いただくか、左記までお問合わせください。

問合せ先　防災安全課防災係（窓口⑩）☎㊱4145

オリーブ料理教室開催

家庭でもできるオリーブを活用した料理を学べますので、ぜひご参加ください。

日時　3月13日（水）10時30分～13時
場所　中央公民館調理室
定員　25名（先着）
参加費　500円
募集期間　2月18日（月）～3月8日（金）※土日除く
持ち物　エプロン、三角巾、手拭き、筆記用具等
応募方法　左記まで電話でお申込みください。代理の方の申込はできません。
申込・問合せ先　産業振興課産業振興係☎㉒3914